

自然公園等維持管理作業業務委託特記仕様書(草刈業務)

○ 作業時期については、次の期間に実施すること。

1回目：令和8年6月15日から令和8年7月31日までの間

2回目：令和8年9月25日から令和8年10月31日までの間

※ただし、草の伸びる状況により園路・園地・用地等の支障となるような場合、または観光客、地元の要望があるなどの場合は市監督員の承諾を得て、上記の期間より変更して作業することができる。

○ 草刈りの範囲について

草刈りの範囲は、仕様書別表2のとおり数量・草刈面積展開図を対象とする。なお、園路については、刈り幅1mを基本とするが、天目山のみ刈り幅2mとする。設計どおりでは不具合が生じた場合、市監督員と協議すること。協議なしに作業を行った場合は、設計変更の対象とはならない。

○ 作業確認について

受託者は、受託期間中の作業について随時、市監督員の確認を受けるものとする。

現場草刈り作業終了後には、速やかに市監督員に連絡すること。刈り残しなどがある場合には再度、作業を指示する。

各回の作業完了時は、作業を実施した当該月分の作業報告で写真を添付して報告すること。

○ 安全対策関係について

本委託業務の実施に当たっては、園地利用者の安全に十分注意して行うこと。

仕様書別表2 桃太郎荘受水槽跡地は、隣接地が民地であるため、作業の際侵入しないよう注意すること。侵入が必要となる場合は、市と協議のうえ、地権者の同意を得ること。

○ 刈草の処分について

- ・ 刈草の処分については、岡山市内の一般廃棄物処理施設への搬入を見込んでおり、野焼きは行わないこと。
- ・ 刈草を岡山市内の一般廃棄物処理施設に搬入する場合は、処理施設へ事前に計画書(搬入日時、数量)等を提出し、許可を得ること。
- ・ 刈草を岡山市内の一般廃棄物処理施設に搬入した場合は、業務終了後、焼却数量がわかる伝票(原本)を取りまとめて監督員に提出すること。
- ・ 実績により0.5kg/m²換算で見込んでいる。

※ 民間処分場の利用について

- ・ やむを得ず民間処分場に搬入したい場合は事前に監督員と協議し承諾を得ること。
- ・ 民間処分場に持ち込んだ場合でも処分費の単価は変更の対象としない。
- ・ 民間処分場に持ち込む場合の伝票は「t₁」で計上すること。

○ その他

草刈り後は早急に後片付けを行うこととし、周辺の山林、側溝等へ刈草を著しく飛散させた場合は責任を持って処理すること。